

(記入例)

受付年月日		印
-------	--	---

給与証明書

令和 8 年 4 月 15 日

(提出先)

横浜市

福祉保健センター長

記入日です。

住所 ○○ 区 △△町11番地1

事業所（雇主）氏名 ○○ 株式会社

電話 045 (123) 4567

次のとおり証明します。

氏名	横浜 太郎		職名及び職務内容	事務・受付	
区分	前3箇月分の給与・賞与（寸志、一時金、もち代等を含む。）				
	支払月	1 月分	2 月分	3 月分	賞与・一時金・寸志・もち代等
出勤実日数（総時間数）	17 日（時間）	16 日（時間）	17 日（時間）		
日給（時給）単価	日給・時給 1,225 円	日給・時給 円	日給・時給 円	支給年月日 令和7年6月30日	
給与・手当	基本給	125,100	117,600	125,100	
	扶養手当				
	住宅手当				
	通勤手当	8,500	8,000	8,500	
	時間外手当				
	その他の給与・手当				
手当	支払額計（ア）	133,600	125,600	133,600	5,000
控除額	所得税	2,460	2,050	2,460	
	市県民税				
	健康保険料	6,713	6,312	6,713	
	厚生年金保険料	12,224	11,304	12,224	
	雇用保険料	801	753	801	
	労働組合費				
その他控除					
控除額計（イ）	22,198	20,419	22,198		
差引支給額（ア）－（イ）	111,402	105,181	111,402		

担当者から指定がない場合は、記入月より前3箇月の給与をご記入ください。

1. 退職されている場合は退職日をご記入ください。

2. 締切日・支払日をご記入ください。

3. 4. 予定がある場合は、ご記入ください。

5. 現物支給している場合は、ご記入ください。

6. 加入の場合はご記入ください。

(摘要欄) 番号に○印のある項目のみ記入してください。

1	就労開始日・退職日	就労開始日 令和 2 年 10 月 1 日	退職日 年 月 日
2	給与の締切・支給日	締切 毎月 末 日締 給与支給日 当月 日 翌月 15 日	
3	次回昇給予定年月日	年 月 日	
4	賞与支給（予定）年月日	令和8年 6 月 30 日	
5	現物支給の品目及び数量	定期券・食事券・他（ ）, 数量：	
6	社会保険の加入		
	(1) 健康保険	無・有 (記号番号 1234567-1)	資格取得: 令和2年 10 月 1 日)
	(2) 厚生年金	無・有 (記号番号 3456-789120)	資格取得: 令和2年 10 月 1 日)
	(3) 雇用保険	無・有 (記号番号 1234-5678910)	資格取得: 令和2年 10 月 1 日)
7	その他（給与の変動した理由等）	6. 加入の場合はご記入ください。	

(裏面の記入にあたってのお願いをよく読んで 月 日までに福祉保健センターに提出してください。)

記入に当たってのお願い

- 1 前3箇月分の期間中に支給した全ての給与、手当、賞与（寸志、一時金、もち代等を含む。）及びそれぞれの控除額について内訳を明らかにしてください。
現物での支給がある場合は、その他の給与・手当欄に品目（定期券・食事券等）及びその数量を記入してください。
- 2 パートタイマー等で時給制の場合は、各月の出勤実日数欄の（ ）内に総時間数を記入してください。
日給又は時給の場合は、1日又は1時間当たりの単価を日給（時給）単価欄に記入してください。
- 3 その他の給与・手当欄には〇〇給・〇〇手当として、漏れなく記入してください。
- 4 その他の控除欄には親睦会費、共済費、積立金、前借金等を記入してください。
- 5 摘要欄については、○印の付いた項目について記入してください。社会保険の加入については、加入の有無について該当するものを○で囲み、「有」を○で囲んだ場合は、記号番号および資格取得年月日を記入してください。

（注意）

この証明書は、要保護者から福祉保健センター長宛てに収入申告をする場合に添付するものですが、故意に虚偽の証明をした場合には、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

（参考）

生活保護法

- 第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。
- 2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。